

収入印紙

## 業務委託契約書(案)

- 1 委託業務名 木津川流域下水道洛南浄化センター運転管理業務委託
  - 2 業務番号 流5洛南第13号の1
  - 3 業務場所 洛南浄化センター(八幡市八幡焼木1番地)  
山城中継ポンプ場(木津川市山城町綺田小字藪浦14)  
その他 幹線流量計10箇所  
幹線管路施設(管渠・人孔)3幹線
  - 4 契約期間 契約日から令和10年4月30日まで  
(業務開始準備期間及び業務引継期間を含む。)
  - 5 業務期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
  - 6 業務委託料 金(落札決定後記載)円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金(落札決定後記載)円
  - 7 年度別委託料 別紙記載のとおり
  - 8 契約保証金 金(落札決定後記載)円  
ただし、現金 金 円  
代用証券 金 円
- 【保険の場合以下を記載】  
ただし、履行保証保険契約の締結により免除

上記の委託業務について、委託者と受託者は各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項に従って公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書〇通を作成し、委託者及び受託者は各々記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日 (契約日)

委託者 京 都 府  
契約担当者 京都府流域下水道事務所  
職 氏 名 所 長 岸 田 二 彦

受 託 者

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、入札公告において示している設計図書等(入札説明書、要求水準書、質問回答書、図面等その他参考資料をいう。以下「設計図書」という。)及び受託者が提出した技術提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書、別記及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、別紙1に示す対象施設(以下「対象施設」という。)について、別紙2に記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の業務期間(以下「業務期間」という。)中に履行し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- ただし、本件対象施設の運転管理に当たっては別紙4に定める放流水質契約基準及び別紙11に定める汚泥及び環境計測等に関する基準を、本件対象施設の保全管理に当たっては別紙5に定める保全管理要求水準を遵守しなければならない。
- 3 委託者は、その意図する業務を履行させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の総括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、材料品等を決定し、本件業務を行うことができるものとする。
- 5 受託者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 10 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第47条第1項の規定により、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務実施計画書の提出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後速やかに、別紙6に基づいて業務実施計画書を作成し、委

託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により業務期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務実施計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

#### (関連業務の調整)

第4条 委託者は、受託者の実施する業務及び委託者の管理する施設に係る第三者の施工する他の工事等が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その工事等につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (契約の保証)

第5条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が事実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。ただし、各会計年度における業務委託料の10分の1以上とすることができ、この場合は各年度の運転管理業務開始の10日前までに第1項に掲げる保証を付さなければならない。
  - 3 受託者が第1項第2号から第3号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第41条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
  - 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等)

第6条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等（以下、「成果物」という。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 3 受託者が各月の業務委託料の支払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第7条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当することの有無にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該著作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物及び業務を行う上で得られた記録等が著作物に該当することの有無にかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第6項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースをいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第9条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方

法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 委託者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の意図する業務を履行させるための受託者又は受託者の総括責任者に対する業務に関する指示

(2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の総括責任者及び副総括責任者（以下「総括責任者等」という。）との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督（調査を含む。）

3 委託者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、委託者が監督職員を置いた場合にあつては、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって委託者に到着したものとみなす。

(総括責任者)

第11条 受託者は、業務の技術上の管理を行う専任の総括責任者を定め、その者の氏名その他の必要な事項を委託者に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、専任して業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(副総括責任者)

第12条 受託者は、総括責任者の補佐を行う専任の副総括責任者を2名以上定め、その者の氏名その他の必要な事項を委託者に通知しなければならない。副総括責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 副総括責任者は、前条第1項に規定する総括責任者を兼ねることができない。

(総括責任者等に対する措置請求)

第13条 委託者は、総括責任者等又は受託者の使用人若しくは第8条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督職員がその業務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(処理状況の報告等)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、いつでも業務の処理状況を受託者に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(貸与品等)

第16条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 委託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(調達物品の品質及び検査等)

第16条の2 調達する物品の品質については、設計図書の定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質とする。

- 2 受託者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下、本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定されている調達物品については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は受託者の負担とする。
- 3 監督職員は、受託者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に

応じなければならない。

- 4 受託者は、業務現場内に搬入した調達物品を監督職員の承諾を受けずに業務現場外に搬出してはならない。
- 5 受託者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された調達物品については、当該決定を受けた日から7日以内に業務現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び業務記録の整備等)

- 第17条 受託者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された調達物品については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受託者は、設計図書において監督職員の立会いの上実施するものと指定された業務については、当該立会いを受けて施行しなければならない。
  - 3 受託者は、前2項に規定するほか、委託者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は業務写真等の記録を整備すべきものと指定した調達物品の調合又は業務を実施するときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 4 監督職員は、受託者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
  - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受託者の請求に7日以内に応じないため、その後の業務の実施に支障をきたすときは、受託者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、調達物品を調合して使用し、又は業務を実施することができる。この場合において、受託者は、当該調達物品の調合又は当該業務を適切に行ったことを証する見本又は業務写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
  - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは業務写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の改善義務)

- 第18条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合は、監督職員がその改善を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、業務期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受託者が第16条の2第2項又は第17条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、既に実施した業務の実施状況を検査することができる。
  - 3 前項に規定するほか、監督職員は、業務の実施内容若しくは実施部分が設計図書に適合しないと認められる相当な理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、既に実施した業務の実施状況を検査することができる。
  - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受託者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書の相互の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確ではないこと。
  - (4) 業務現場の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、業務期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第20条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第22条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務内容の変更等）

第20条の2 委託者は、この契約締結後の事情により、業務の内容の全部若しくは一部を変更し又は業務を一時中止させることができる。この場合において業務期間又は委託料を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

ここでいう事情には、別紙15の予定工事が完了した場合や工事に伴い既存施設の運転を長期にわたり停止することになる場合を含む。

（業務の中止）

第21条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことのできないものにより、作業現場の状況が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、業務期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

- 第22条 受託者は、**設計図書等**について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の改良事項を発見又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき**設計図書等**の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、**設計図書等**の変更を受託者に通知するものとする。
  - 3 委託者は、前項の規定により**設計図書等**が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受託者の請求による業務期間の延長)

- 第23条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に業務期間の延長変更を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。委託者は、その業務期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による業務期間の短縮等)

- 第24条 委託者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受託者に請求することができる。
- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(適正な業務期間の設定)

- 第24条の2 委託者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(業務期間の変更方法)

- 第25条 業務期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務期間の変更事由が生じた日(第23条の場合にあっては委託者が業務期間の変更の請求を受けた日、第24条の場合にあっては受託者が業務期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者

は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第 26 条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(物価の変動)

第 26 条の 2 設計図書に定める業務において、特別な要因により業務期間内に主要な業務に要する費用及び調達品の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託料が不相当となったときは、委託者又は受託者は、別紙 19 に従い業務委託料の変更を請求することができる。

- 2 前項の場合において、業務委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 27 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者は、大雨又は台風その他の緊急事態発生に備え、従事者が勤務時間外の非常呼び出しに応じられる体制を確立しておかななければならない。
- 5 受託者が第 1 項又は第 3 項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第 28 条 業務完了前に、成果若しくは調達物品又は貸与品に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項及び第 2 項若しくは第 3 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰す

べき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 29 条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第 3 項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他の委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等の委託者の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前 3 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 30 条 業務完了前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、業務の出来形部分（以下この条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は業務現場に搬入済みの調達物品に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによるもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
  - (1) 業務の出来形部分に関する損害  
損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
  - (2) 調達物品に関する損害  
損害を受けた調達物品で通常妥当と認められるものに相応する委託料とし、残存価値が

ある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 委託者は、第9条、第16条、第18条から第24条まで、第26条の2、第27条、第28条又は前条の規定により業務委託料を増額すべき場合若しくは費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者は受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料の増額すべき理由又は費用の負担すべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務完了報告及び検査)

第32条 受託者は、各月ごとに業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を添えて、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者又は委託者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会の上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、該当検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求の後、直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに補正して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第33条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数

が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(業務委託料の額)

第 34 条 前条の規定により請求する各月の業務委託料の額は、次の各号により算出したそれぞれの合計額とする。ただし、切り捨てた端数がある場合は、当該会計年度最終月の業務委託料に加算するものとする。

(1) 固定費

各年度の固定費の額を 12 月で除した額（1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）。ただし、減額措置がある場合はこの限りではない。

(2) 変動費

各年度の 4 月から当該月までの流入水量の累計（実績値）に当該月に対応する契約書記載の流入水量 1 m<sup>3</sup>当たりの単価を乗じた額から当該年度中の当該月前月までの既支払額を差し引いた額。

(契約不適合責任)

第 35 条 委託者は、履行された成果が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果の補正又は履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(協議解除)

第 36 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条、第 37 条の 2 又は第 37 条の 4 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第 37 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 業務期間内に完了しないとき又は業務期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (4) 総括責任者等を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第35条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第37条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の成果を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受託者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第38条又は第38条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 37 条の 3 第 37 条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等による解除）

第 37 条の 4 委託者は、受託者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令、第 62 条第 1 項に規定する納付命令又は第 64 条第 1 項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 受託者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前 2 号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受託者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（特定調達契約に係る契約の解除等）

第 37 条の 5 委託者は、業務が満了するまでの間は、第 37 条、第 37 条の 2 及び前条の規定によるほか、必要があるときはこの契約の履行を停止し、又はこの契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（長期継続契約における予算削減に係る契約の解除等）

第 37 条の 6 委託者は、翌年度以降の委託者の歳入歳出予算において、受託者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、受託者に損害を与えたときは、受託者は、当該損害の賠償を請求することができる。

（受託者の催告による解除権）

第 38 条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微で

あるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第 38 条の 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 20 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 20 条の 2 及び第 21 条の規定による業務の中止期間が業務期間の 10 分の 5 (業務期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 38 条の 3 第 38 条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第 39 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を終了した部分 (以下「既履行部分」という。) があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料 (以下「既履行部分委託料」という。) を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第 40 条 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、前条第 2 項の規定により既履行部分に使用されて検査に合格したものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は既履行部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、受託者は当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務現場に受託者が所有又は管理する機械器具、その他の物件 (第 8 条第 3 項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。) があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、業務現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 4 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用 (以下この項及び次項において

「撤去費用等」という。)は、受託者が負担する。

- 5 第3項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることとはできず、また、委託者が支出した撤去費用等(前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。
- 6 第1項前段及び第2項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第37条、第37条の2、第37条の4又は第41条第3項によるときは委託者が定め、第36条、第38条又は第38条の2の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 7 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(遅延利息等の端数計算)

- 第40条の2 第41条第5項及び第43条の規定により計算した遅延利息、損害金、利息及び延滞金の額については、京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。
- 2 第41条の4第2項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第41条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 業務期間内に業務を完了することができないとき。
  - (2) この契約の成果に契約不適合があるとき。
  - (3) 第37条又は第37条の2の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第37条又は第37条の2の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法

律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、第 41 条の 4 第 2 項に規定する割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 37 条の 2 第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（損害賠償責任）

第 41 条の 2 受託者の契約の規定への違反その他受託者の責めに帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合、受託者は、委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 設計図書に定める性能基準が満たされなかったとき。
- (2) 施設の維持管理に関し違反したことにより委託者に損害が生じたとき。
- (3) 前各号の他受託者の契約の規定への違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じたとき。

2 委託者のこの契約の規定への違反その他委託者の責めに帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は、受託者に対して、損害を賠償する責任を負うものとする。

（責任限度）

第 41 条の 3 前条第 1 項の規定により受託者が委託者に支払うべき違約金及び損害賠償金は、委託料の 10 分の 1 を上限とする。ただし、以下の場合については責任限度を設けない。

- (1) 受託者の故意又は重過失により損害が生じた場合
- (2) 設備の更新又は補修の必要であるにもかかわらず委託者への報告を怠り損害が生じた場合。（ただし、委託者が施設の更新を行わず義務を履行することが著しく困難であると合理的に判断される設備については、受託者はその責めを負わないものとする。）
- (3) 受託者が委託者の改善請求に応ぜず損害が生じた場合

（受託者の損害賠償請求等）

第 41 条の 4 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 38 条又は第 38 条の 2 の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第 33 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第 41 条の 5 委託者は、引き渡された成果物に関し、第 32 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 3 委託者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 4 委託者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
  - 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
  - 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

- 第 42 条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第 43 条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までに第 41 条の 4 第 2 項に規定する割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき第 41 条の 4 第 2 項に規定する割合で計算した額の延滞金を徴収する。
  - 3 第 1 項の場合において、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(損害賠償の予定)

- 第 43 条の 2 受託者は第 37 条の 4 各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は委託者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の 10 分

の2に相当する金額を委託者に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他委託者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、受託者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を委託者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定による損害賠償金は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受託者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

#### （期限の利益の喪失）

第43条の3 第41条第2項各号のいずれかに該当するときは、受託者の委託者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受託者は委託者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

#### （相殺予約）

第44条 この契約に基づき委託者が受託者に対し債務を負担する場合、委託者は、受託者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

- 2 前項の場合において、委託者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

#### （業務期間終了後の義務）

第45条 業務期間が終了した場合、受託者は、技術指導が必要と認められる期間、後任の受託者（以下「次受託者」という。）に技術指導をしなければならない。

- 2 前項の技術指導に係る期間及び費用については、業務特記事項において定めるものとする。

#### （従事者の管理）

第46条 受託者は、業務従事者の労務管理及び安全衛生管理その他労働関係について十分な注意を払わなければならない。

#### （紛争の解決）

第47条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者とがそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定に関わらず、総括責任者等の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第13条第2項の規定により受託者が決定を行った後若し

くは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあつせん又は調停の手続きを請求することができない。

- 3 第1項の規定に関わらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

#### （個人情報の保護）

第48条 受託者は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (4) この契約による事務を処理するため、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ずに複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (6) 委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を委託者に届け出て、委託者の承諾を得たときは、この限りでない。
- (7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬すること。
- (8) この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すこと。ただし委託者が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。

(10) 委託者が、この契約による受託者の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、受託者に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。

(11) 委託者が、この契約による受託者の個人情報の取扱いが不相当と認めて、受託者に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。

(12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第 49 条 受託者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号) その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第 50 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

年度別委託料の内訳

令和5年度

- 固定費： 金（落札決定後記載）円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）
- 変動費： 流入水量1 m<sup>3</sup>当たりの単価 金（落札決定後記載）円に流入水量を乗じた額  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）

令和6年度

- 固定費： 金（落札決定後記載）円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）
- 変動費： 流入水量1 m<sup>3</sup>当たりの単価 金（落札決定後記載）円に流入水量を乗じた額  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）

令和7年度

- 固定費： 金（落札決定後記載）円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）
- 変動費： 流入水量1 m<sup>3</sup>当たりの単価 金（落札決定後記載）円に流入水量を乗じた額  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）

令和8年度

- 固定費： 金（落札決定後記載）円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）
- 変動費： 流入水量1 m<sup>3</sup>当たりの単価 金（落札決定後記載）円に流入水量を乗じた額  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）

令和9年度

- 固定費： 金（落札決定後記載）円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）
- 変動費： 流入水量1 m<sup>3</sup>当たりの単価 金（落札決定後記載）円に流入水量を乗じた額  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金（落札決定後記載）円）

流入予定水量は、業務委託契約書の別紙8の(3)のとおり

## 業務特記事項

## I 総則

第1条 受託者は、別紙21に示す関係法令を遵守するとともに、業務の公共的使命の重大性を念頭におき、処理場等の運営に支障をきたすことのないよう必要な人員等を確保し、業務を誠実に履行しなければならない。

## II 業務開始準備

## (施設機能の確認)

第2条 受託者は、本契約締結後速やかに、公告の際に委託者が提示した施設機能状況報告書（以下「施設機能状況報告書」という。）の内容が別紙5に定める保全管理要求水準を満たしていること及び本件施設の状況が施設機能状況報告書と一致していることを確認し、その結果を書面で委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、前項の報告の後、委託者に施設機能状況報告書の内容が別紙5に定める保全管理要求水準を満たしていないこと及び本件施設の状況が一致していないことを主張することはできない。ただし、受託者が前項による確認時に、本件施設の状況と施設機能状況報告書との不一致について、発見することが著しく困難であったことを受託者が証明した場合はこの限りではない。

3 委託者は、第1項により本件施設に不一致が判明した場合、又は前項ただし書の場合、受託者と協議し速やかに必要な処置を講じるものとする。

## (業務実施計画書)

第3条 受託者は、自らの費用により、契約締結後速やかに別紙6及び別紙17に定める業務実施計画書（以下「業務実施計画書」という。）を作成し、業務開始日までに委託者に提出し、確認を受けるものとする。

また、入札時に提出した提案書記載内容についても業務実施計画書に盛り込むものとする。

なお、業務実施計画書が本件業務委託の主旨を踏まえていなかった場合、委託者は受託者に対して直ちにその是正を求めることができる。当該是正処置を行った業務実施計画書についても、業務開始日までに委託者に提出し、確認を受けるものとする。

2 受託者は、当該業務実施計画書に基づき業務を実施するものとする。この場合において、委託者が業務実施計画書に基づく業務が実施されていないおそれがあると委託者が判断した場合、委託者は受託者に直ちに説明を求めることができる。その結果、業務実施計画書に基づき業務が実施されていないと委託者が認定した場合、委託者は、受託者に直ちに是正処置を求めるものとする。

3 受託者は、提出した業務実施計画書を変更する場合は、変更の7日前までに変更理由及び変更内容等を書面に記載し、委託者の承諾を受けるものとする。

4 業務実施計画書に記載された提案書記載内容について、受託者が実施していない又は達成できていないことを委託者が認定した場合、別紙12及び別紙18に定める手続きにより、委託者は、受託者に対して業務委託料の減額等を請求することができる。

(許認可の取得等)

第4条 受託者は、別紙7に定める法令上の資格を必要とする業務を実施する際には、当該資格を有する者に担当させるものとする。

2 受託者は、業務を遂行するため事務室等の使用が必要な場合、委託者の承認を受けるものとする。

3 受託者は、前項のほか、業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し、業務に当たるものとする。

### Ⅲ 運転管理

(達成すべき水準)

第5条 受託者は、公共用水域への放流にあたり、放流水質の法定基準を遵守するとともに、要求水準書の契約水準を達成しなければならない。ただし、受託者の責務に帰することが出来ない要因によると委託者が判断した場合はこれによらない。

2 受託者は、別紙4に定める放流水質基準に適合するよう流入水を処理し、放流するものとする。

(流入水の処理及び水準未達成時の取り扱い)

第6条 受託者は、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ及び放流水質法定基準に適合するよう流入水を処理し放流する義務を負うものとする。ただし、第7条第1項又は第8条第2項において受託者の責任が問われない場合は、この限りではない。

2 受託者は、前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成できなかったときは、別紙9に定める手続きにより、速やかに改善計画書を委託者に提出し委託者の承諾を得るものとする。受託者は、承諾を得た改善計画書に従い、業務を行うものとする。

3 委託者は、前条の流入基準が満たされているにもかかわらず、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成できなかったとき、別紙9及び別紙18に定める手続きにより、受託者に業務委託料の減額、本契約の解除及び違約金の請求等を行うことができる。

4 次の各号に掲げる場合であって、受託者が放流水質基準を達成できなかったときは、前項の規定にかかわらず、委託者は、業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等は行わないものとする。この場合において、受託者に発生する追加費用の取扱いは別紙9のとおりとする。

(1) 第7条第1項に定める場合

(2) 第8条第2項に定める場合

(3) 施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合

(4) 委託者が実施した工事、実験等により処理能力が低下した場合

(5) 地域における大規模停電等電力供給の中止又は制限が長時間発生したことにより処理能力が低下した場合

(6) その他、受託者の責めに帰すことができない外的要因による場合。ただし、受託者が第7条第2項の指示に従わない場合、第8条第1項の対応方法に従わなかった場合又は受託者に故意又は過失がある場合は、この限りではない。

5 受託者は、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅱを達成できなかったときは、別紙9に定め

る手続きにより、速やかに改善計画書を委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。

また、受託者は、承諾を得た改善計画書に従い、業務を行うものとする。

- 6 受託者は、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅱを達成できなかったとき、委託者は、別紙9及び別紙18に定める手続きにより、受託者に業務委託料の減額、本契約の解除及び違約金の請求等を行うことができる。

(流入水質が流入基準を満たさない場合)

第7条 受託者は、流入水の水質が、別紙8に示す流入基準に適合していなかった事実が証明された場合に限り、受託者が処理した放流水が、別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が達成されなかったとしても、受託者は当該責任を負わず、これを理由に業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行われたいものとする。ただし、受託者が次項の指示に従わない場合及び受託者に故意又は過失がある場合を除く。

- 2 前項の場合、受託者は、放流水が別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従うものとする。

なお、委託者に、これにより生じた追加費用を別紙18(1)イ及びウに従い、請求することができる。

(流入水量が流入基準を上回った場合)

第8条 受託者は、流入水が、別紙8に示す水量に関する流入基準を上回った場合(流入水質も流入基準を満たさない場合も含む。)、別紙10に従い、対応するものとする。

- 2 前項の場合においては、放流水が別紙4に定める放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を満たさない場合においても受託者は責任を負わず、これを理由に業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行われたいものとする。ただし、受託者が前項の対応方法に従わなかった場合又は受託者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

(流入水の水量、水質の変化の把握)

第9条 受託者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が別紙8の範囲を逸脱している場合、速やかに委託者に報告するものとする。

- 2 委託者は、流入水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受託者に通知するものとする。

(その他の運転に関する条件)

第10条 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、別紙11に定めるところによる。

- 2 前項のほか、環境計測等の運転に係る条件は、別紙11に定めるところによる。
- 3 受託者が前2項の処理又は条件を満たしていなかった場合、第6条第2項、第3項及び第6項を準用する。
- 4 次の各号に掲げる場合であって、受託者が汚泥処理基準を達成できなかったときは、前項の規定にかかわらず、委託者は、業務委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求等を行わないものとする。この場合において、受託者に発生する追加費用の取扱いは別紙9に準じるものとする。

- (1) 委託者が実施した工事、実験等により処理能力が低下した場合
- (2) 地域における大規模停電等電力供給の中止又は制限が長時間発生したことにより処理能力が低下した場合
- (3) その他、受託者の責めに帰すことができない外的要因による場合

#### (引継事項)

第 11 条 受託者は、業務開始後可能な限り速やかに、本件施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了又は解除後に、本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙 1 3 に定める内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで本件施設に備えおくものとする。受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受託者に対して引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対して速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

## IV 保全管理

#### (本件施設の保全管理)

第 12 条 受託者は、以下に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙 2 に記載された保守・点検業務（日常点検及び別紙 1 4 に示す定期点検）
- (2) 別紙 2 に記載された修繕業務
- (3) その他の本件施設の保全管理

#### (突発的な小修繕)

第 13 条 本件施設において、要求水準書「5.7.1 突発的な修繕」に関わる施設、設備及び機器等の更新又は修繕（以下「小修繕」という。）の必要が生じた場合、受託者は、小修繕が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により委託者に対して報告するものとする。

- 2 委託者は、前項の報告があった場合において、受託者に対し受託者の費用において小修繕を実施するよう要求することができる。ただし、当該小修繕は、その費用が 1 件当たり金 150 万円未満（見積り、消費税込み）とし、その判断は受託者の見積りを勘案して委託者が行うものとする。
- 3 受託者は、緊急の必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の小修繕を行うものとし、その費用の負担については委託者及び受託者との協議によるものとする。
- 4 受託者は、突発的な修繕に関する修繕計画を各年度単位で履行することを基本とする。
- 5 受託者が行った突発的な小修繕において瑕疵があった場合、受託者は修補を行い、その費用については受託者が負担するものとする。

#### (施設等の改善請求)

第 14 条 受託者は、業務を実施する上で、委託者の責めに帰すべき事由により本件施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、委託者に対してその改善請求を行うことができる。

- 2 受託者は、前項の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を提出しなけ

ればならない。

- (1) 改善が必要な理由
  - (2) 必要な改善措置案
  - (3) 正常な管理を行ってきた記録（証拠の添付）
- 3 委託者は、第1項の改善請求書の提出があった場合、受託者と協議し、委託者は必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（回復措置請求）

第15条 委託者は、第17条第2項に規定する施設機能の評価の結果、第12条に規定する保全管理がなされていないと判断した場合、受託者に違反内容を明示した上で、改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられてから14日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は、確認を受けた改善計画書に従い業務を行うものとする。

- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は改善計画書どおりに業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。
- 3 受託者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、委託者に、前項の書面の交付を受けた後14日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 4 委託者は、前項の書面を受領した後14日以内に、受託者に、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、受託者及び委託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から14日以内に相手方に対して提出するものとする。

## V 環境計測、業務報告等

（本件施設の環境計測）

第16条 受託者は、放流水が別紙4に示す放流水質契約基準及び別紙8及び別紙11に示す各種基準を満たしているか確認するため、業務実施計画書に従い、別紙16に示す水質検査及びその他の環境計測を行う。検査及び計測の結果、別紙4に示す放流水質契約基準及び別紙11に示す各種基準のいずれかを満たしていない場合、受託者は別紙9に規定された措置を行うものとする。

- 2 受託者は、前項に定める水質検査及びその他の環境計測の結果並びに受託者が行った措置について、第18条の規定に従って計測項目ごとに委託者に報告する。

（委託者による放流水の監視、立入検査）

第17条 委託者は、随時、委託者の費用で、委託者又は委託者が選任した第三者機関（検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関をいい、以下「機関」という。）に委託することにより水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。ただし、委託者は、受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。

- 2 委託者は、随時、委託者又は機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受託者は、これに協力する義務を負う。ただし、委託者は、受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
- 3 委託者又は機関は、前項の施設機能の検査又は受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で施設へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

(業務書類等)

第 18 条 受託者は、委託業務の遂行に当たり、別紙 17 に示す業務書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 業務書類の様式は、委託者が別途指示するものとする。

## VI 損害賠償

(責任範囲)

第 19 条 受託者及び委託者の責任範囲については、別紙 3 に従うものとする。

- 2 委託者及び受託者は、別紙 20 に示す保険に加入するものとする。

## VII 業務満了

(業務期間終了による引き渡し)

第 20 条 業務期間満了により終了した場合、受託者は以下の義務を負う。

- (1) 受託者は、次受託者に対して、本件施設が保全管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また、引継事項その他必要な図書（以下「引継事項等」という。）を引き渡すものとする。
- (2) 受託者は、業務期間満了時に、委託者から貸与された備品・材料品類と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すものとする。
- (3) 受託者は、業務期間満了時に、自家発電設備用の燃料については燃料タンクを満タンにして委託者に引き渡すものとする。
- (4) 受託者は、次受託者から引継事項等の説明及び技術指導（以下「指導等」という。）の要請があった場合は、次受託者に対して指導等しなければならない。

なお、この指導等に係る期間は、次受託者の契約日から本件契約の契約満了日までを限度とし、受託者と次受託者の間で協議するものとする。

また、この指導等にかかる費用は実費とし、原則として次受託者の負担とするが、受託者と次受託者の間で協議した場合はこの限りではない。

- 2 委託者は、令和 5 年 2 月末までに委託者又は機関により施設機能の評価を行うものとする。施設機能の評価の結果、本件施設が維持管理要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者にこれらの条件を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。この場合において、委託者は、施設機能の評価を実施した日から 14 日以内に請求するものとする。
- 3 前項の評価後契約満了時までに本件施設について保全管理要求水準違反が判明した場合、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。この場合において、委託者は、契約満了後 14 日以内に違反の内容を受託者に対して通知するものとする。

また、受託者は、損害賠償の責任を負うものとする。

- 4 本条第2項による請求がなされた場合、第15条第3項から第5項の規定を準用する。

## Ⅷ その他

(費用の負担)

第21条 業務に要する機材、道具及び連絡用車両等に要する費用は、原則として受託者の負担とする。

- 2 委託者が業務のために備え付けている備品については、委託者の承認を得たうえで受託者が無償で貸与を受けて使用することができる。

- 3 水質分析機器の更新については、委託者の負担とする。

また、水質分析機器の修繕が必要になった場合の費用は、通常の使用方法により破損した場合を除き、受託者の負担とする。

(業務従事者の研修)

第22条 受託者は、業務に関する技術及び技能の向上を図るため、業務従事者の研修に努めなければならない。

(事務室等の使用)

第23条 業務の履行に必要な事務室、控室及び浴室（以下「事務室等」という。）は、委託者が受託者に無償で貸与する。ただし、受託者の過失により当該施設に損傷を与えた場合の補修に要する費用は、受託者の負担とする。

(事故防止)

第24条 受託者は、業務の履行に当たって事故が発生しないよう努めるとともに、業務従事者の安全教育及び安全訓練等に努めなければならない。

(盗難、災害の防止)

第25条 受託者は、盗難及び災害の発生を未然に防止するため、十分な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第26条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。